

第 1 2 章 食品・狂犬病予防

(1) 食品衛生

近年、広域的に多種多様な食品が流通するなか、消費者の健康志向の高まりと相まって、食品の安全性に対する関心も高まっている。

食中毒発生状況をみると、全国的にノロウイルスやカンピロバクターなどによる食中毒が多発しており、さらに寄生虫や家庭での自然毒による食中毒も発生がみられ、その予防対策について、食品関係事業者のみならず、家庭で調理を行う者への注意喚起も重要となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たにテイクアウトや通信販売を行う事業者が増加しており、調理から喫食までの時間が長くなることや広く流通することからも店内での飲食物の提供以上に衛生管理を徹底する必要がある。

令和 3 年 6 月に食品衛生法が改正され、原則全ての食品等事業者に HACCP に沿った衛生管理が制度化されたところであり、事業者に対する新たな衛生管理の取り組みへの支援が求められている。

このような中で、飛騨地域は、国内有数の観光地であることから、食品事故による観光産業への影響を考慮する必要があり、より安全・安心な食品の供給を図るため、監視指導及び試験検査等を実施した。

(2) 狂犬病予防

昭和 25 年に狂犬病予防法が施行されて以来、犬の登録と狂犬病予防注射の徹底、野犬等の捕獲などに努めてきた結果、昭和 32 年以降、海外で犬に咬まれ帰国後発症した事例以外は、国内における狂犬病の発生は報告されていない。しかし、海外においては依然として狂犬病の発生が見られ、毎年多くの死者を数える状況である。近年のペットブームを反映して、ペット動物の輸入も増加していることや、飼い犬による咬傷事故も毎年発生していることから狂犬病予防対策は引き続き重要である。

また、犬や猫などペット動物の飼養頭数の増加に伴って、不適正な飼養管理や苦情が発生している。事案ごとの対応を行い、ペット動物の飼養にあたっては、終生愛情と責任を持って正しく飼い続ける動物愛護思想の普及に努めるとともに、動物由来感染症の予防についての啓発を行った。

(1)食品衛生関係施設及び監視指導状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設(T12-1)

(本所管内)

(令和4年度)

市 町 村 業 種		本所管内 施設数 A	高山市	飛騨市	白川村	移動店舗	監 視 指導延 施設数 B	監視状況		行 政 処 分		
								監視回数 (回)B/A		営業禁止	改善命令	その他
								管内	県 *			
飲 食 店 営 業	一般食堂・レストラン等	394	327	38	29	-	99	0.3	0.2	-	-	-
	仕出し屋・弁当屋	86	67	17	2	-	45	0.5	0.3	-	-	-
	旅 館	226	161	27	38	-	41	0.2	0.2	-	-	-
	そ の 他	700	496	87	31	86	97	0.1	0.1	-	-	-
菓子(パンを含む)製造業		299	193	40	22	44	107	0.4	0.3	-	-	-
乳 処 理 業		3	1	2	-	-	8	2.7	4.1	-	-	-
特 別 牛 乳 さ く 取 処 理 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業		5	3	2	-	-	11	2.2	2.4	-	-	-
集 乳 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業		50	37	8	2	3	27	0.5	0.5	-	-	-
魚 介 類 せ り 売 り 営 業		-	-	-	-	-	5	-	2.8	-	-	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		2	2	-	-	-	2	1.0	2.0	-	-	-
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業		23	20	1	2	-	29	1.3	1.0	-	-	-
かん詰・びん詰食品製造業		6	4	2	-	-	4	0.7	0.5	-	-	-
喫 茶 店 営 業		117	94	17	2	4	41	0.4	0.1	-	-	-
あ ん 類 製 造 業		1	1	-	-	-	-	-	0.7	-	-	-
アイスクリーム類製造業		63	45	7	11	-	39	0.6	0.5	-	-	-
食 肉 処 理 業		34	25	8	1	-	35	1.0	0.7	-	-	-
食 肉 販 売 業		32	24	7	1	-	15	0.5	0.6	-	-	-
食 肉 製 品 製 造 業		9	7	2	-	-	8	0.9	1.2	-	-	-
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		1	-	1	-	-	4	4.0	5.3	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業		1	-	1	-	-	3	3.0	0.8	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
み そ 製 造 業		12	11	1	-	-	5	0.4	0.5	-	-	-
醬 油 製 造 業		3	3	-	-	-	2	0.7	0.6	-	-	-
ソ ー ス 類 製 造 業		9	9	-	-	-	10	1.1	0.6	-	-	-
酒 類 製 造 業		15	14	1	-	-	3	0.2	0.2	-	-	-
豆 腐 製 造 業		10	8	1	1	-	7	0.7	0.8	-	-	-
納 豆 製 造 業		1	-	1	-	-	-	-	1.0	-	-	-
麵 類 製 造 業		18	14	3	1	-	14	0.8	0.6	-	-	-
そうざい製造業		74	65	7	2	-	60	0.8	0.7	-	-	-
添 加 物 製 造 業		4	-	4	-	-	11	2.8	1.2	-	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		9	8	-	1	-	10	1.1	1.3	-	-	-
氷 雪 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		2,207	1,639	285	146	137	742	0.3	0.2	-	-	-

(センター管内)

(令和4年度)

市 町 村 業 種		センター管内 施設数 A	下呂市	移動店舗	監 視 指導延 施設数 B	監視状況		行 政 処 分		
						監視回数 (回)B/A		営業禁停止	改善命令	その他
						管内	県 *			
飲 食 店 営 業	一般食堂・レストラン等	88	88	-	89	1.0	0.2	-	-	-
	仕出し屋・弁当屋	24	24	-	35	1.5	0.3	-	-	-
	旅 館	53	53	-	38	0.7	0.2	-	-	-
	そ の 他	191	174	17	154	0.8	0.1	-	-	-
菓子(パンを含む) 製造業		66	59	7	67	1.0	0.3	-	-	-
乳 処 理 業		-	-	-	-	-	4.1	-	-	-
特 別 牛 乳 さく取処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業		-	-	-	-	-	2.4	-	-	-
集 乳 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業		21	21	-	53	2.5	0.5	-	-	-
魚 介 類 せ り 売 り 営 業		-	-	-	-	-	2.8	-	-	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		2	2	-	4	2.0	2.0	-	-	-
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業		5	5	-	8	1.6	1.0	-	-	-
かん詰・びん詰食品製造業		4	4	-	6	1.5	0.5	-	-	-
喫 茶 店 営 業		26	26	-	9	0.3	0.1	-	-	-
あ ん 類 製 造 業		-	-	-	-	-	0.7	-	-	-
アイスクリーム類 製 造 業		5	5	-	5	1.0	0.5	-	-	-
食 肉 処 理 業		17	17	-	24	1.4	0.7	-	-	-
食 肉 販 売 業		10	10	-	26	2.6	0.6	-	-	-
食 肉 製 品 製 造 業		1	1	-	2	2.0	1.2	-	-	-
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		-	-	-	-	-	5.3	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業		1	1	-	1	1.0	0.8	-	-	-
マーガリン又はショートニング 製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
み そ 製 造 業		6	6	-	5	0.8	0.5	-	-	-
醤 油 製 造 業		4	4	-	5	1.3	0.6	-	-	-
ソ ー ス 類 製 造 業		1	1	-	1	1.0	0.6	-	-	-
酒 類 製 造 業		3	3	-	-	-	0.2	-	-	-
豆 腐 製 造 業		3	3	-	6	2.0	0.8	-	-	-
納 豆 製 造 業		-	-	-	-	-	1.0	-	-	-
麺 類 製 造 業		3	3	-	4	1.3	0.6	-	-	-
そう ざ い 製 造 業		23	23	-	40	1.7	0.7	-	-	-
添 加 物 製 造 業		-	-	-	-	-	1.2	-	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		1	1	-	3	3.0	1.3	-	-	-
氷 雪 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		558	534	24	585	1.0	0.2	-	-	-

* 監視状況の県欄は岐阜市を除いたもの

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設(T12-2)

(本所管内)

(令和4年度)

市 町 村 業 種	本所管内 施設数 A	高山市	飛騨市	白川村	移動店舗	監 視 指導延 施設数 B	監視状況		行 政 処 分		
							監視回数 (回)B/A		営業禁停止	改善命令	その他
							管内	県 *			
飲 食 店 営 業	800	591	136	16	57	443	0.6	0.6	1	-	-
調理の機能を有する自動販売機	1	1	-	-	-	1	1.0	0.6	-	-	-
食 肉 販 売 業	11	8	3	-	-	5	0.5	0.8	-	-	-
魚 介 類 販 売 業	26	21	5	-	-	24	0.9	1.0	-	-	-
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	1	1	-	-	-	1	1.0	1.0	-	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	8.0	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	25	20	5	-	-	23	0.9	1.0	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	139	111	24	4	-	85	0.6	0.8	-	-	-
アイスクリーム類製造業	1	-	1	-	-	4	4.0	1.2	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	3	3	-	-	-	2	0.7	3.1	-	-	-
清涼飲料水製造業	3	2	-	1	-	3	1.0	1.2	-	-	-
食 肉 製 品 製 造 業	2	2	-	-	-	3	1.5	1.0	-	-	-
水産製品製造業	5	4	1	-	-	3	0.6	0.9	-	-	-
氷 雪 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液 卵 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	3	1	2	-	-	1	0.3	0.8	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	14	9	4	1	-	16	1.1	0.9	-	-	-
酒 類 製 造 業	5	1	4	-	-	1	0.2	0.4	-	-	-
豆 腐 製 造 業	4	1	2	1	-	2	0.5	1.3	-	-	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麹 類 製 造 業	5	4	1	-	-	4	0.8	0.7	-	-	-
そうざい製造業	57	47	9	1	-	55	1.0	0.9	-	-	-
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-	-	-	1.2	-	-	-
冷 凍 食 品 製 造 業	4	3	1	-	-	5	1.3	1.0	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬 物 製 造 業	18	17	1	-	-	20	1.1	0.8	-	-	-
密封包装食品製造業	8	5	3	-	-	3	0.4	0.8	-	-	-
食 品 の 小 分 け 業	-	-	-	-	-	-	-	0.8	-	-	-
添 加 物 製 造 業	2	-	2	-	-	4	2.0	0.8	-	-	-
計	1,137	852	204	24	57	708	0.6	0.7	1	-	-

* 監視状況の県欄は岐阜市を除いたもの

(センター管内)

(令和4年度)

市町村 \ 業種	センター管内 施設数 A	下呂市	移動店舗	監視 指導延 施設数 B	監視状況		行政処分		
					監視回数 (回)B/A		営業禁停止	改善命令	その他
					管内	県 *			
飲食店営業	197	186	11	113	0.6	0.6	-	-	-
調理の機能を有する自動販売機	-	-	-	-	-	0.6	-	-	-
食肉販売業	5	5	-	8	1.6	0.8	-	-	-
魚介類販売業	9	9	-	10	1.1	1.0	-	-	-
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-	8.0	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉処理業	2	2	-	1	0.5	1.0	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓子製造業	25	25	-	6	0.2	0.8	-	-	-
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-	1.2	-	-	-
乳製品製造業	-	-	-	-	-	3.1	-	-	-
清涼飲料水製造業	2	2	-	1	0.5	1.2	-	-	-
食肉製品製造業	1	1	-	-	-	1.0	-	-	-
水産製品製造業	3	3	-	1	0.3	0.9	-	-	-
氷雪製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-	0.8	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	-	-	0.9	-	-	-
酒類製造業	-	-	-	-	-	0.4	-	-	-
豆腐製造業	-	-	-	2	-	1.3	-	-	-
納豆製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麺類製造業	-	-	-	-	-	0.7	-	-	-
そうざい製造業	16	16	-	9	0.6	0.9	-	-	-
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-	1.2	-	-	-
冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	1.0	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漬物製造業	4	4	-	1	0.3	0.8	-	-	-
密封包装食品製造業	3	3	-	1	0.3	0.8	-	-	-
食品の小分け業	-	-	-	-	-	0.8	-	-	-
添加物製造業	-	-	-	-	-	0.8	-	-	-
計	267	256	11	153	0.6	0.7	-	-	-

* 監視状況の県欄は岐阜市を除いたもの

ウ 届出を要する施設(T12-3)

(本所管内)

(令和4年度)

業 種		施設数		監 視 指導延 施設数		監 視 状 況 監視回数 (回)B/A		行 政 処 分		
								営業禁 止	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他
市 町 村		A	高山市	飛騨市	白川村	B	管内	県 *		
旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	42	35	7	-	15	0.4	0.2	-	-
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	114	86	25	3	54	0.5	0.2	-	-
	乳類販売業	235	185	42	8	61	0.3	0.2	-	-
	氷雪販売業	1	1	-	-	-	0.1	-	-	-
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	86	70	16	-	5	0.1	-	-	-
販 売 業	弁当販売業	23	18	5	-	4	0.2	0.2	-	-
	野菜果物販売業	33	32	1	-	15	0.5	0.3	-	-
	米穀類販売業	4	3	1	-	2	0.5	0.2	-	-
	通信販売・訪問販売による販売業	7	6	1	-	-	-	-	-	-
	コンビニエンスストア	29	22	6	1	7	0.2	0.3	-	-
	百貨店・総合スーパー	20	17	3	-	15	0.8	0.7	-	-
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	32	25	6	1	9	0.3	0.1	-	-
	その他の食料・飲料販売業	153	130	22	1	43	0.3	0.2	-	-
	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	12	-	12	-	32	2.7	2.0	-	-
製 造 ・ 加 工 業	いわゆる健康食品の製造・加工業	2	2	-	-	-	-	0.7	-	-
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	20	14	4	2	5	0.3	0.2	-	-
	農産保存食料品製造・加工業	23	16	7	-	2	0.1	0.1	-	-
	調味料製造・加工業	13	11	2	-	4	0.3	0.4	-	-
	糖類製造・加工業	-	-	-	-	-	-	0.4	-	-
	精穀・製粉業	7	5	1	1	1	0.1	0.2	-	-
	製茶業	7	5	2	-	-	-	0.1	-	-
	海藻製造・加工業	-	-	-	-	-	-	0.2	-	-
	卵選別包装業	2	2	-	-	1	0.5	0.5	-	-
	その他の食料品製造・加工業	56	42	13	1	16	0.3	0.3	-	-
	行商	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	集団給食施設	72	52	19	1	13	0.2	0.1	-	-
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。)	3	3	-	-	1	0.3	0.1	-	-
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	1	1	-	-	-	-	0.4	-	-
計		997	783	195	19	305	0.3	0.2	-	-

*監視状況の県欄は岐阜市を除いたもの

(センター管内)

(管内総計)

(令和4年度)

業 種		市 町 村		施設数	下品市	監視 指導延 施設数	監視状況		行政処分			施設数	監視 指導延 施設数	監視状況		行政処分		
							監視回数 (回)B/A	県*	営業禁 止	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他			営業禁 止	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他		
A	B	管内	県*				A	B	管内	県*								
旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	10	10	2	0.2	0.2	-	-	-	52	17	0.3	0.2	-	-	-		
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	45	45	15	0.3	0.2	-	-	-	159	69	0.4	0.2	-	-	-		
	乳 類 販 売 業	73	73	24	0.3	0.2	-	-	-	308	85	0.3	0.2	-	-	-		
	氷 雪 販 売 業	-	-	-	-	0.1	-	-	-	1	-	-	0.1	-	-	-		
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	31	31	-	-	-	-	-	-	117	5	-	-	-	-	-		
販 売 業	弁 当 販 売 業	15	15	6	0.4	0.2	-	-	-	38	10	0.3	0.2	-	-	-		
	野 菜 果 物 販 売	23	23	13	0.6	0.3	-	-	-	56	28	0.5	0.3	-	-	-		
	米 穀 類 販 売 業	5	5	1	0.2	0.2	-	-	-	9	3	0.3	0.2	-	-	-		
	通信販売・訪問販売による販売業	1	1	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-		
	コンビニエンスストア	9	9	6	0.7	0.3	-	-	-	38	13	0.3	0.3	-	-	-		
	百貨店・総合スーパー	11	11	16	1.5	0.7	-	-	-	31	31	1.0	0.7	-	-	-		
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	15	15	1	0.1	0.1	-	-	-	47	10	0.2	0.1	-	-	-		
	その他の食料・飲料販売業	84	84	30	0.4	0.2	-	-	-	237	73	0.3	0.2	-	-	-		
	製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	-	-	-	-	2.0	-	-	-	12	32	2.7	2.0	-	-	-	
いわゆる健康食品の製造・加工業		2	2	2	1.0	0.7	-	-	-	4	2	0.5	0.7	-	-	-		
コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)		4	4	1	0.3	0.2	-	-	-	24	6	0.3	0.2	-	-	-		
農産保存食料品製造・加工業		5	5	-	-	0.1	-	-	-	28	2	0.1	0.1	-	-	-		
調味料製造・加工業		1	1	-	-	0.4	-	-	-	14	4	0.3	0.4	-	-	-		
糖類製造・加工業		-	-	-	-	0.4	-	-	-	-	-	-	0.4	-	-	-		
精 穀 ・ 製 粉 業		-	-	-	-	0.2	-	-	-	7	1	0.1	0.2	-	-	-		
製 茶 業		1	1	-	-	0.1	-	-	-	8	-	-	0.1	-	-	-		
海藻製造・加工業		1	1	-	-	0.2	-	-	-	1	-	-	0.2	-	-	-		
卵 選 別 包 装 業		-	-	-	-	0.5	-	-	-	2	1	0.5	0.5	-	-	-		
その他の食料品製造・加工業		23	23	3	0.1	0.3	-	-	-	79	19	0.2	0.3	-	-	-		
行 商		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
集団給食施設		17	17	7	0.4	0.1	-	-	-	89	20	0.2	0.1	-	-	-		
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを除く。)	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。)	1	1	-	-	0.1	-	-	-	4	1	0.3	0.1	-	-	-		
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	そ の 他	1	1	1	1.0	0.4	-	-	-	2	1	0.5	0.4	-	-	-		
計		378	378	128	0.3	0.2	-	-	-	1,375	433	0.3	0.2	-	-	-		

*監視状況の県欄は岐阜市を除いたもの

(2)食品等の収去試験
ア 乳以外の食品等の収去試験実施状況 (T12-4)

(管内総計)													(令和4年度)	
区分	項目	試験した 収去検体数 (実数)A	不良 検体数 (実数)B	不良率 (B/A)%	不良理由(延数)						暫定的規制値の定めら れているものの試験し た収去検体数(実数)			
					大腸菌群	異物	添加物 使用基準	法定外 添加物	残留農 薬基準	抗菌性 物質		その他		
魚介類	無加熱摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	凍結前加熱加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	凍結前未加熱加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
冷凍食品	生食用冷凍鮮魚介	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	魚介類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(かん詰・びん詰を除く)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
肉卵類及びその加工品	肉卵類及びその加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(かん詰・びん詰を除く)	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	乳類製品	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)	乳類加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	アイスクリーム類・氷菓	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	穀類及びその加工品	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(かん詰・びん詰を除く)	野菜類・果実及びその加工品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(かん詰・びん詰を除く)	61	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	菓子類	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清涼飲料水	清涼飲料水	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	酒類	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	氷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
かん詰・びん詰食品	かん詰・びん詰食品	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の食品	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	添加物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
器具及び容器包装	器具及び容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	おもちゃ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	124	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
令和3年度		157	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
令和2年度		123	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

* 不良率の県欄は岐阜市を除いたもの

(本所管内)		項 目		試験した 収去検体数 (実数) A	不 良 検体数 (実数) B	不 良 率 (B/A)%		不 良 理 由 (延 数)				(令 和 4 年 度) 暫定的規制値の定めら れているものの試験し た収去検体数 (実数)		
区 分						管 内	県 *	大腸菌群	異物	添加物 使用基準	法定外 添加物	残留農 薬基準	抗菌性 物 質	その他
魚	魚 介 類			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無 加 熱 摂 取			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
冷凍食品	凍結前 加熱 加熱後摂取			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	凍結前 未加熱 加熱後摂取			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類	加 工 品													
	(かん詰・びん詰を除く)			2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肉 卵 類	及 び そ の 加 工 品													
	(かん詰・びん詰を除く)			10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳	製 品			3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 類	加 工 品													
	(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
穀 類	及 び そ の 加 工 品													
	(かん詰・びん詰を除く)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
野 菜 類 ・ 果 実	及 び そ の 加 工 品													
	(かん詰・びん詰を除く)			37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 類				21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水				4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒 精 飲 料				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷 雪				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品				1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 食 品				6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物	化学的合成品及びその製剤			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 添 加 物			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
器 具 及 び 容 器 包 装				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
お も ち や				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計				84	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度				99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度				76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

* 不良率の県欄は岐阜市を除いたもの

区分		項目	試験した 収去検体数 (実数) A	不良 検体数 (実数) B	不良率 (B/A)%		不良理由(延数)					暫定的規制値の定めら れているものの試験し た収去検体数(実数)
					管内	県*	大腸菌群	異物	添加物 使用基準	法定外 添加物	残留農 薬基準	
魚介類	冷凍食品	魚介類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		無加熱摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		凍結前加熱加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品	肉卵類及びその加工品	凍結前未加熱加熱後摂取	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		生食用冷凍鮮魚介	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳類加工品	穀類及びその加工品	肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乳製品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
野菜類・果実及びその加工品	菓子類	アイスクリーム類・氷菓	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		野菜類・果実及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水	酒類	菓子類	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		清涼飲料水	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		酒類	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
かん詰・びん詰食品	その他の食品	水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物	器具及び容器包装	かん詰・びん詰食品	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他の食品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		化学的合成品及びその製剤 その他の添加物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
おもちゃ	計	器具及び容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		おもちゃ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		令和3年度	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		令和2年度	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-

* 不良率の県欄は岐阜市を除いたもの

イ 乳の収去検査実施状況(T12-5)

項 目		乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査										乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査		(令和4年度)
		試験した収去検体数 (実数)/A	不適検体数 (実数)/B	不適率 (B/A)%		無脂乳固形分	乳脂肪	比重	酸度	細菌数	大腸菌群 _{cv}	抗菌性物質	試験した収去検体数(実数)	
項 目				管内	県*									
生乳		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
牛乳		20	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
部分脱脂乳		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
加工乳	乳脂肪分3%以上	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	乳脂肪分3%未満	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の乳		2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計		23	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和2年度		39	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和元年度		44	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項 目		乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査										乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査			
		試験した収去検体数 (実数)/A	不適検体数 (実数)/B	不適率 (B/A)%		無脂乳固形分	乳脂肪	比重	酸度	細菌数	大腸菌群 _{cv}				抗菌性物質
				管内	県*										
生乳		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
牛乳		20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
部分脱脂乳			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
加工乳	乳脂肪分3%以上	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	乳脂肪分3%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他の乳		2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計		23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
令和3年度		39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
令和2年度		44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

項 目 (センター管内)		乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査												乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査	
		試験した 収去検体数 (実数)/A	不適 検体数 (実数)/B	不適 率 (B/A)%		無脂乳 固形分	乳脂肪	比 重	酸 度	細菌数	大腸菌 群 _{cv}	抗菌性 物 質			
項 目		管内	県 *										試験した収去 検体数(実数)	試験 件 数 (延数)	
生 乳		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
牛 乳		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
部 分 脱 脂 乳		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
加工乳	乳脂肪分3%以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	乳脂肪分3%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の 乳		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
令和2年度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
令和元年度		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

* 不適率の県欄は岐阜市を含んだもの

(3) 食中毒発生状況(T12-6)

年度/項目	発生日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	原因物質	血清型別	原因施設	摂食場所	行政処分等	備考
平成30年度	4.27	高山市	10	10	-	提供された食事(不明)	ノロウイルス	G II	飲食店	飲食店	営業禁止	
令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
令和2年度	6.16	高山市	31	26	-	提供された食事(不明)	ウェルシュ菌	Hobbs 17型	寄宿舍	寄宿舍	業務禁止	
	8.23	高山市	23	14	-	提供された食事(不明)	カンピロバクター・ジェジュニ	-	合宿所	合宿所	-	
	10.10	飛騨市	4	4	-	ツキヨタケ	植物性自然毒	イルジンS	家庭	家庭	-	
令和3年度	1.22	高山市	46	25	-	提供された食事(不明)	ノロウイルス	G II	旅館	旅館	営業禁止	
令和4年度	6.20	下呂市	1	1	-	不明	アニサキス	-	不明	不明	-	
	1.14	高山市	18	15	-	提供された食事(不明)	ノロウイルス	G II	旅館	旅館	営業禁止	

* 平成30年度～令和4年度の発生状況

(4) 狂犬病予防
ア 狂犬病予防事業実施状況(T12-7)

(令和4年度)

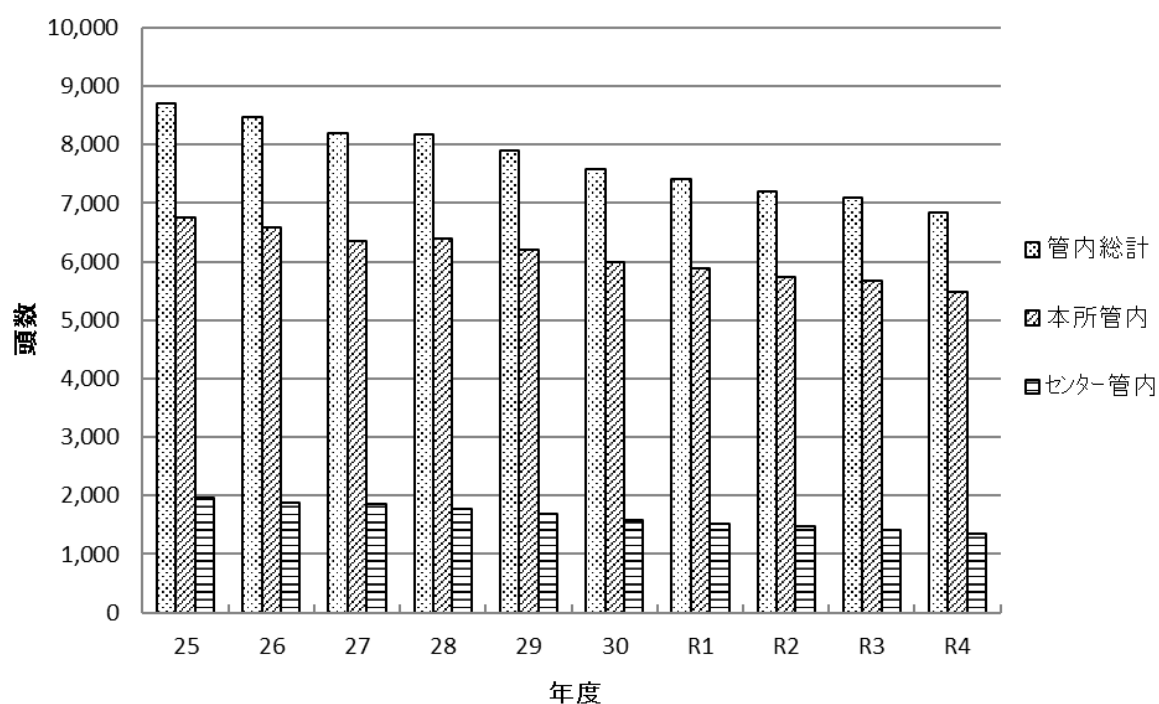
区 分	登録頭数 (年度末)	予防注射 頭数	前年度から の飼育継続	収容			処分			翌年度へ 飼育継続	
				捕獲頭数	引取り 頭 数	移入等 頭 数	返還頭数	譲渡頭数	移送頭数		殺処分 頭 数
総 計	6,831	6,118	-	2	27	-	-	11	9	2	6
高山市	4,380	3,833	-	-	23	-	-	7	7	2	6
飛騨市	1,023	974	-	-	4	-	-	3	1	-	-
下呂市	1,340	1,248	-	2	-	-	-	1	1	-	-
白川村	88	63	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区 分	登録頭数 (年度末)	予防注射 頭数	前年度から の飼育継続	収容			処分			翌年度へ 飼育継続	
				捕獲頭数	引取り 頭 数	移入等 頭 数	返還頭数	譲渡頭数	移送頭数		殺処分 頭 数
令和3年度	7,092	6,493	1	8	17	10	16	18	—	1	—
令和2年度	7,198	6,484	—	11	19	—	15	8	3	3	1

区分	登録頭数 (年度末)	予防注射 頭数		抑 捕獲オリ※	留 頭数		返還頭数	一般譲渡 動物愛護 センター 移送頭数		処分頭数	
		頭数	数		その他※	計		頭数	数	移送頭数	殺処分 頭数
令和元年度	5,889	5,399	3	3	34	37	25	7	-	-	5
平成30年度	7,570	6,713	9	9	23	32	21	3	2	2	5

※動物愛護管理事業で収容又は処分した頭数を含めて計上

畜犬登録頭数の推移(F12-1)



区分	年度	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
管内総計		8,703	8,464	8,204	8,166	7,894	7,570	7,402	7,198	7,092	6,831
本所管内		6,749	6,590	6,355	6,386	6,211	5,986	5,889	5,731	5,678	5,491
センター管内		1,954	1,874	1,849	1,780	1,683	1,584	1,513	1,467	1,414	1,340

イ 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例実施状況(T12-8)

区 分		令和4年度				令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		管内総計	本所管内	センター管内	県 *	管内総計	管内総計	管内総計	管内総計	
咬 傷	咬 傷 事 故 件 数	5	3	2	71	7	10	6	5	
	咬 傷 犬 数	5	3	2	71	7	10	6	5	
	被 害 者 数	5	3	2	72	7	10	6	5	
	咬傷事故発生時の犬の状況	犬舎等にけい留中	－	－	－	13	1	6	1	2
		けい留して運動中	1	1	－	26	2	2	1	－
		放し飼 い	2	－	2	11	2	－	3	3
		野犬(放浪犬)	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他	2	2	－	21	2	2	1	－		
措 置 命 令 等	措置命令等の件数	6	4	2	97	23	21	32	23	
	けい留 違 反	告 発	－	－	－	－	－	－	－	－
		命 令 書	－	－	－	－	－	－	－	－
		文書指導	－	－	－	－	－	－	－	－
		口頭説諭	2	0	2	44	15	11	26	18
	危害を加えない管理	告 発	－	－	－	－	－	－	－	－
		命 令 書	－	－	－	－	－	－	－	－
		文書指導	－	－	－	－	－	－	－	－
		口頭説諭	3	1	2	53	11	10	6	5
	その他	告 発	－	－	－	－	－	－	－	－
		命 令 書	－	－	－	－	－	－	－	－
		文書指導	－	－	－	－	－	－	－	－
口頭説諭		3	3	－	6	－	－	－	－	

* 県欄は岐阜市を除いたもの

* 「岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例」は平成18年度より施行

※令和元年度管内総計(咬傷)には下呂センターを含んでいません。

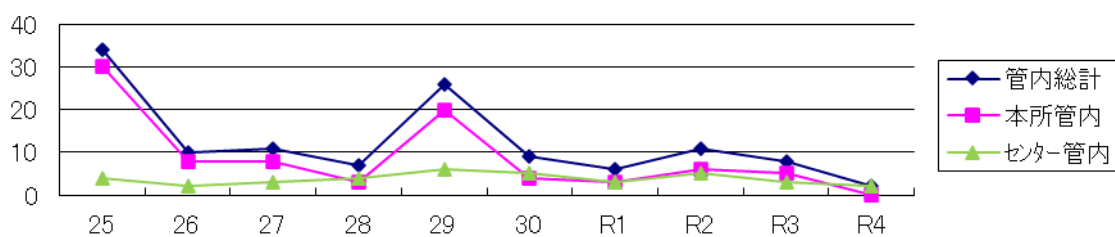
ウ 猫引取状況(T12-9)

区分\年度	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
管内総計	110	92	39	65	20	23	46	18	8	11
本所管内	60	32	17	50	18	14	43	15	8	9
センター管内	50	60	22	15	2	9	3	3	-	2
県 *	1,590	1,444	1,625	1,247	1,243	1,362	1,312	1,387	1,446	1,305

* 県欄は岐阜市を除いたもの

エ 犬の捕獲・引取、猫の引取頭数の推移

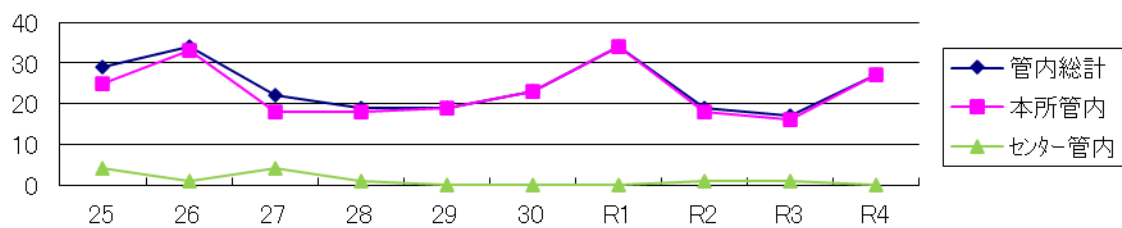
犬の捕獲頭数の推移(F12-2A)



犬の捕獲状況

区分\年度	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
管内総計	34	10	11	7	26	9	6	11	8	2
本所管内	30	8	8	3	20	4	3	6	5	0
センター管内	4	2	3	4	6	5	3	5	3	2

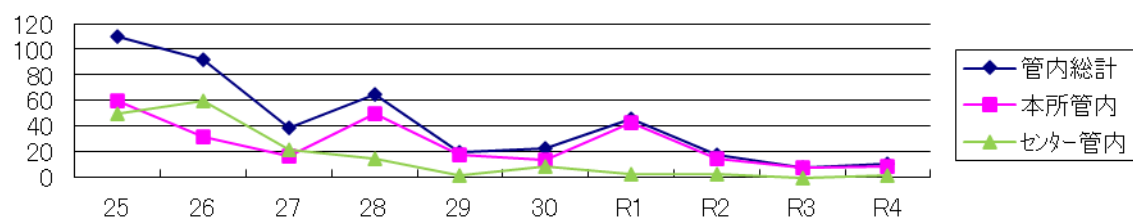
犬の引取頭数の推移(F12-2B)



犬の引き取り状況

区分\年度	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
管内総計	29	34	22	19	19	23	34	19	17	27
本所管内	25	33	18	18	19	23	34	18	16	27
センター管内	4	1	4	1	0	0	0	1	1	0

猫の引取頭数の推移(F12-2C)



猫の引き取り状況

区分\年度	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
管内総計	110	92	39	65	20	23	46	18	8	11
本所管内	60	32	17	50	18	14	43	15	8	9
センター管内	50	60	22	15	2	9	3	3	0	2